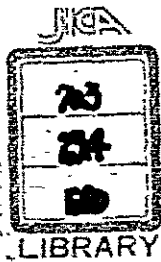
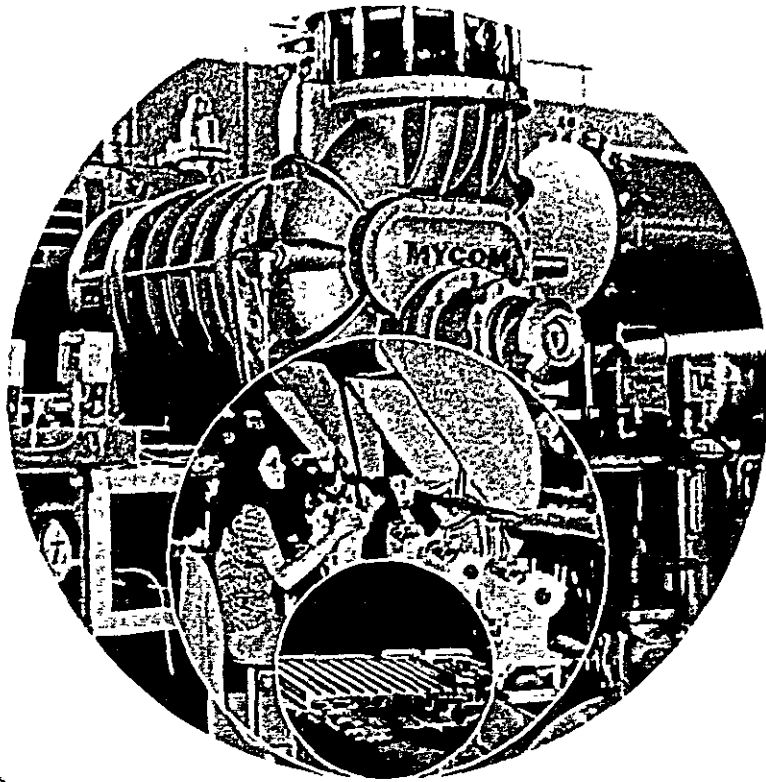


啓発資料 No1060

ブラジル工業移住の案内

昭和54年3月



国際協力事業団
JAPAN INTERNATIONAL COOPERATION AGENCY
(移住部門)

国際協力事業団	
受入 月日 84. 9. 13	703
	23.4
登録No. 14707	ESD

は し が き

本格的な国際化時代を迎え、マン・パワーの適正配置が望まれておりますが、わが国青少年の欲求、行動様式は多様化し、職業および生活の場を海外に求めようとする希望者が増えてきております。

海外移住は、個人の自由な意志と責任において外国へ生活の本拠を移し、自己の開発能力を発揮して可能性に挑み、新しい人生を創造して幸福を追求するものであり、移住者は、移住先国社会に十分適応する能力や準備ができていなければなりません。

当事業団では、海外移住知識の普及、相談、助言、その他各種の援護指導を行なっておりますが、この度、ブラジルへ工業移住を希望する方々の資料として、小冊子「ブラジル工業移住の案内」を作成しました。

工業移住の正しい理解と関心が深まり海外就職を志す方々の参考となれば幸いです。

昭和 54 年 3 月

国際協力事業団
移 住 部 門

JICA LIBRARY



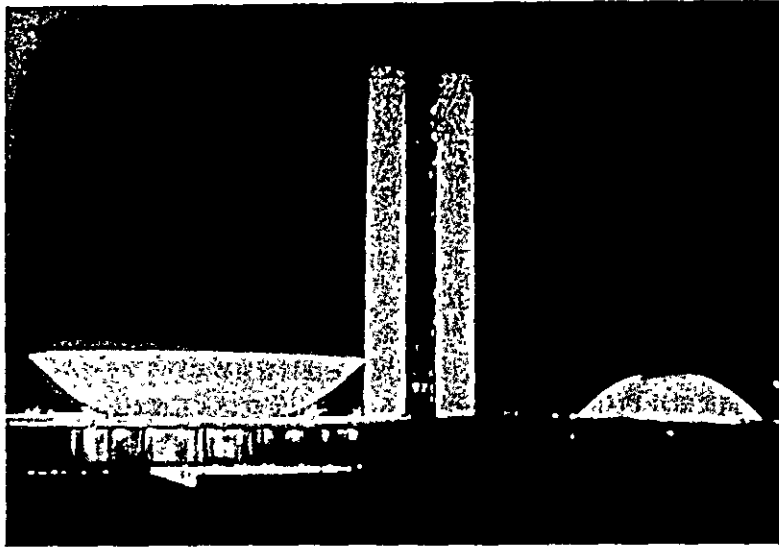
1024416[8]



ブラジルで活躍する工業移住者

目 次

I	ブラジル事情	
1.	生活環境	2
2.	労働環境	5
II	工業移住者の生活・実態	
1.	工業移住者の生活	12
2.	移住に関する感想	16
III	就労先あっせん・援護	
1.	あっせん方法・資格	21
2.	審査・援護	23
3.	神奈川県立横浜高等職業訓練校について	27
	参 考	
	工業移住者統計表	30
	移住手続と手順	33
	国際協力事業団移住部門国内機関一覧表	34



前衛的都市ブラジリアの夜景

1. 生活環境

サンパウロは中南米随一の大都会で、近年の急激な経済発展に伴い、ブラジル経済の中心的な役割と同時に国際都市としても重要な役割を果たすようになりました。

サンパウロを訪れる旅行者は、林立する高層ビルと、忙しげに行き交う人々の群れにまず驚きます。

最近では、陸橋高架道路の建設も盛んであり、また地下鉄はすでに一部開通し現在延長工事を行なっております。

そしてこれら工事の完成したその時こそサンパウロは名実ともに中南米第1の近代都市に変容するでしょう。

サンパウロ市の人口は約1,000万以上であり、そのうち日系人は約22万人弱です。

海拔800米の海岸山脈より幾分内陸側にあたる台地にあり、年間を通じてしのぎやすい日が続き、7月頃はかなり寒く、霜のおりる時もあります。

このサンパウロには、日系人約22万人が住んでいますが、このなかには日伯両語のわかる2～3世も多く、日系進出企業が当地でスムーズに運営していくための大きな力となっています。

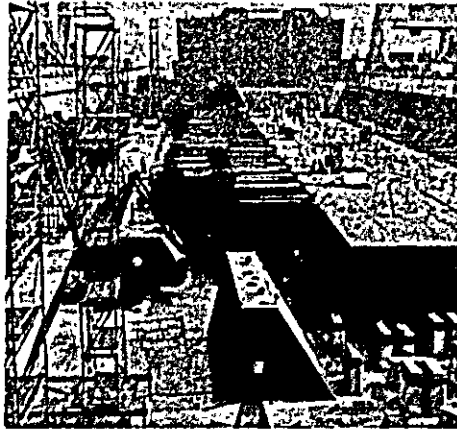
現在ブラジルに進出している日系企業の数はすでに約500社以上にものぼり、優秀な日本人技術者を優遇する傾向もあります。

というのも、文盲率が25%にも達しているブラジルでは、地方から教育のない貧しい者が、サンパウロやリオ・デ・ジャネイロに流入してくるため、低賃金労働者にはこと欠かない状態ではありますが、これに引きかえ、技術系労働者は、常に不足している現状にあるからです。

このような技術系労働者不足に加え、ブラジルには、一般的に日本の愛社精神がなく、少しでも高給の職場を求めて移動する傾向が強いため、企業側としても高給与を支払わなければならないという、極めて高級技術者にとって、有利に回転する条件が重なっています。ただし低級技術者については、たとえ年令が高くとも、低い給与に甘んじ、転社もかえって不利になることが多いので、工業移住しようとする人は経験があり固有の技術を身につけた者である事がこういう点からも必要となってきます。

〔ブラジルの技術水準〕

ブラジルの技術水準は、どの程度でしょうか。なかなかその比較は難しいのですが、一般的にいうと日本の水準に比べて、若干劣っている程度です。ブラジルというと、低開発国と思う人が多く、企業なども余りないように思う人もいますが、ブラジルには欧米先進国のフォルクスワーゲン社やゼネラルエレクトリック社等の大企業が進出していますし、急速に工業化がすすめられ、南米一の工業国となっているのです。先進国の大企業が進出した工場などでは、日本よりすぐれた技術水準をもっている会社もあります。ブラジルを後進国と思い、自分は工業的にすぐれた日本で腕を磨いたのだから、無条件で優遇されると思いついで、ブラジルの技術を甘く考え移住してはなりません。



石川島ドブラジル 日伯合併企業でブラジル産業界
に大きく貢献している。

〔多能工〕

日本では、特に大企業では、職種が極めて細分化・専門化してきています。旋盤工を例にとると、普通旋盤のほかターレット旋盤が専門だとか、大型旋盤が専門というように仕事が専門化しており、そのため旋盤のほか、フライス盤、ボール盤等の工作機械も扱えるし、仕上げもできるという人は、だんだん少なくなってきました。しかし、ブラジルでは一般に仕事の範囲が広くできる多能工が歓迎される傾向があります。したがって、工業移住をする人は自分の持っている知識、技術を基礎にして、広範囲の仕事を遂行できるよう、技術の幅を広げることに積極的に努力することが大切です。

〔職務内容〕

職種をごく大まかに区別すると、工業的職種と手工的職種に分類することができますでしょう。工業的職種とは、機械工、仕上工のように近代的企業に必要とされる職種であり、手工的職種とは、大工、左官のように、昔からある職種で、比較的機械設備を必要としない職種です。工業的職種については、日本とブラジルとは殆ど相違がないといってもよいと思います。したがって、

日本で熟練者として通用する技能を持っていれば、その技能はブラジルでも立派に通用します。もちろん、多少の相違はあり、旋盤工を例にとると大型旋盤が多く、また、加工段取や加工工程の順序に若干ちがいがあり、図面も三角法でなく一角法が多いのですが、熟練者であれば別に困ることもありません。手工業的職種は、工業的職種よりも差異が大きく、大工を例にとるとブラジルの木材は材質が硬いので、道具までちがっています。しかし、技術の本質にまで変りがあるわけではないので、熟練者であれば、3カ月ぐらいの期間で道具にもなれ、立派に仕事ができるようになるでしょう。

〔ブラジルの工業規格〕

日本ではJISという工業規格が普及し、広く使われています。ブラジルにもブラジル工業規格(ABNT: ASSOCIAÇÃO BRASILEIRA DE NORMAS TÉCNICAS)がありますが、ブラジル工業規格が制定されているのは、一部の業種についてであり、まだ広く使用されるに至っていません。ブラジルには各国の企業が進出しておりますので、米・独・英国等の工業規格も使われており、一つの会社でも、納入先の会社に応じた規格を使うため、2カ国以上の工業規格を使っているところもあります。また、単位もミリとインチの両方で使われています。こういうことも、ブラジルの工業が発展途上にあるためであり、最近メートル単位を普及し統一するようになってきています。

2. 労働環境

日本とブラジルでは、労働事情にかなり相違があり、特に実力主義、能力主義がたつめかれているのが特徴です。日本でも社会に出れば、能力があり、努力する人が尊重されますが、日本の会社では年功によって賃金が支払われる傾向が強く、これを年功序列型賃金制度といっていますが、会社へ入社してから、1年たつと賃金はいくらになり、2年たつといくらになるというように、おおよその賃金は年功できまる制度です。もちろん、日本の会社でも、本人の能力や成績が賃金に影響しますが、入社してからの年数が賃金をきめる基礎になっています。しかしブラジルでは、年功で賃金がきまるのではなく、本人の職務如何によって賃金が定まり、職務と賃金が結びついています。これを職務給制度といっております。したがって、ブラジルでは、若い人でも能力があり、賃

任のある職種についていけば高い賃金がもらえるわけです。今までブラジルへ行った工業移住者の例をみても本人の能力が認められると、賃金が2倍になったり3倍になったりすることは、珍らしいことではありません。

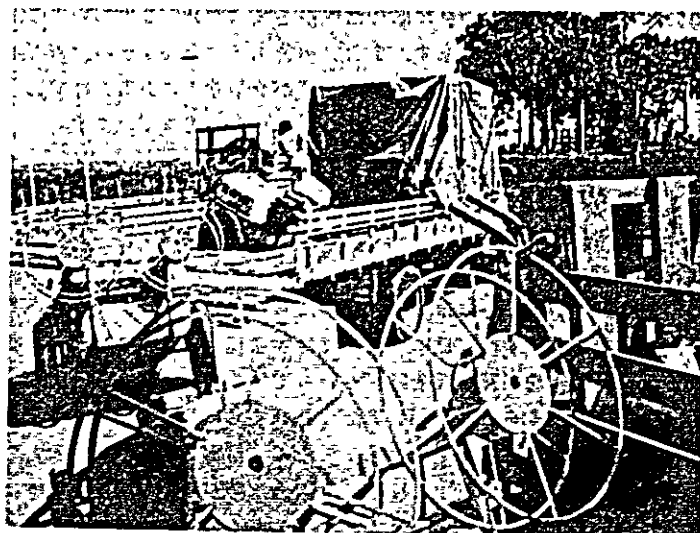
このように、ブラジルでは日本よりも実力主義、能力主義であり、年令に関係なく、若い人でも、能力があり努力さえすれば、どんどん自分を伸ばしていける国です。以下ブラジルの労働環境について述べてみましょう。

〔採用方法〕

公的な職業紹介機関はなく、企業家はおもに新聞に求人広告をだし、採用試験を実施の上採用するのが一般的です。

その他、サンパウロでは公認を受けた民営の職業紹介所や学校に依頼して採用したり、知人の紹介等により、採用しています。

サンパウロ州に紹介所は約120社あり、通常求職者から紹介手数料を徴収していません。



進出企業が製造している製品の出荷風景 --

〔職務給と職階〕

ブラジルでは職務給を採用しており、技術を買うという観念が強く求職者の技術程度が採否決定の要件となっています。また、賃金も年令的な要素、扶養家族の有無等日本的な給与決定上の諸要素は考慮されません。

職務給には巾はありますが、限界があって、更に大巾な賃金上昇を望むためには職位を高くしなければなりません。ブラジルでは一般に職工（オペラリオ）、専門工（テクニコ）および技師（エンジェニエイロ）の三段階に分けられています。

〔転職・再就職〕

ブラジルの労働者は高い賃金、有利な条件を求めてひんばんに転職を行っており日本のように履歴をよごすという観念はもちあわせていません。しかし日本人移住者は言葉、労働慣習、生活事情等についてヨーロッパの移住者に比べて馴れていないので、事情が判るまでは転職を慎むように心掛ける必要があります。“石の上にも3年”の諺がありますが、これはブラジルの社会にも通用することです。3～4年は一つの会社に勤め、言葉や生活事情等を身につけ、将来の自己の進路をみいだすべきです。むやみに転職することは絶対にさけることが将来のジャンプに役立ちましょう。

〔試用期間〕

一般に採用後約3カ月間の試用期間が設定されており、この期間は企業側が労働者の技術、人物等を観察しています。企業によっては技能テストを行なって賃金、職場の格付を行なう場合もありますが、日本的な見習期間という概念ではなく企業側の希望にそわない場合には給与の減額、配置転換、あるいは不採用になることもあります。

〔労働時間〕

1日当りの労働時間は通常8時間（昼食・休憩時間は含まず）で、個別的労働契約または団体労働契約により、2時間を超えない限りこれを延長することができますが、この場合の超過勤務手当は通常の時間給を20%上回って支払われることになっており、それ以上の超過勤務を行なわせる場合は最低25%が支払われることになっています。労働者は、日曜、祭日および宗教祝祭日を有給

日としてその分の報酬を受ける権利を有します。このため使用者は、日給、時間給、請負給のいずれの労働者に対してもその労働者が正当な理由がなくて欠勤しない限り、6日間就労したものに対しては7日分の給料を支払わなければなりません。日曜もしくは休日に就労する場合は、従業員は会社側により他の代替休日が与えられない限り、給与の倍額をうける権利があります。

〔休 暇〕

有給休暇については、1年間勤続者に対し次のとおり定められています（原則として1回にまとめて与えられるが10日間分は買上げられる制度となっている）。

欠勤が5日以内の場合	有給休暇	30日間
欠勤が6～14日以内の場合	有給休暇	24日間
欠勤が15～23日以内の場合	有給休暇	18日間
欠勤が24～32日以内の場合	有給休暇	12日間

なお、欠勤のうち、特別休暇扱いとなるものは主に次のとおりです。

病気欠勤（医師の証明書が必要）

本人の結婚による欠勤（3日）

子供の出産による欠勤（1日）

家族の死亡による欠勤（2日）

〔昇 給〕

年功序列制を採用していないため日本の定期昇給的なものは觀念上はありませんが、個別能力評価による昇給とは別に、技能が勤務経歴に比例して或る程度上昇することにより、実際には年1回程度の昇給を実施している企業も見受けられます。また、インフレ調整の意味の法定給与調整によるアップは毎年行なわれており、1978年は平均40%以上の調整が行なわれました。なお、自分の給与が客観的にみて低いと認めるときは、個人的に正当な昇給を要求することも行なわれています。

〔雇用制限〕

労働の国民化に関するものとして、労働法にはブラジル生まれのブラジル人の雇用の場を確保するため3分の2法といわれている規定があります。人員的

には公共事業、または商工業活動に従事する3人以上の個人或は共同企業には人数的にも、総給与額でも3分の1以下しか外国人を雇用することが出来ないことになっています。

〔最低賃金〕

ブラジルには最低賃金制があって労働者の生活安定を図っていますが、この制度は未熟練労働者に対する基本的賃金ベースを規定するものであり、現状では州全労働者の15%が最低賃金を受取っています。最低賃金の決定は人口密度にもとづいて行なわれ、各州毎に地域によって異なっています。なお、14～18才の未熟練労働者の賃金は、成人の50%以上100%以内となっており、逆に成人の半熟練および熟練労働者の賃金は、総じて最低賃金の倍額以上となっています。

〔家族手当〕

14才未満の子女を扶養している者に対し、1人に付き最低賃金の5%相当額が家族手当として支給されることになっています。

〔年末手当〕

13カ月目の給与として年末手当を毎年12月に支給されることになっています。この手当は給与の1カ月分相当額ですが、半額を有給休暇取得の際に支給されることができるともなっています。なお、このほかに日本のボーナスに相当する利益配当を支給される場合がありますが、企業の業績等により支給額には差がみられます。

〔所得税〕

毎月の給与（13カ月目の給与を含む）は累進税率により源泉徴収されますが、年間所得が一定額以上の者については国籍、性別、年齢、職業のいかんを問わず所得税納税義務者とされ、所得申告書を翌年4月末までに提出する義務があります。なお、1978年度の所得税率では、諸控除後月額CR \$ 5,500以下は源泉徴収の対象とはならず、また年間所得においては約CR \$ 47,300までは課税されないことになっています。

〔勤続期間保障基金〕

1966年のブラジル法令5107号によって使用者は、従業員各人名義で毎月の給与から8%相当額を退職金として積み立てることが義務づけられました。

この強制積立制度は自己都合による退職の場合、原則として引出すことはできず次の就労会社に引継がれ積み立てが継続されます。

〔社会統合プログラム基金〕

1970年のブラジル法令補足法第7号により社会統合プログラムの名のもとに営利会社からは所得税の5%、非営利団体の場合給与総額の1%の納入を義務づけ、この資金により勤労者の個人的基本財産をつくることを目的とし運営されています。

当基金は毎年度末に従業員各人の名義口座に給与額と勤続年数に応じて分配積立てをうけることとなりますが、勤労者の財産づくりを目的とするところから勤続期間保障基金と同様、任意に引出すことはできません。

〔鑑識手帳〕

移住者がブラジルで職業に従事するためには入国規定により、鑑識手帳（外国人登録）と労働・社会保障手帳の交付をうけなければなりません。鑑識手帳の交付申請は、入国手続（検疫、携行荷物の通関等）を終え、入国してから原則として8日以内に本人が直接外国人警察へ出頭し、申請します。この手帳は大変重要なものですから、常時携帯しなければなりません。

〔労働・社会保障手帳〕

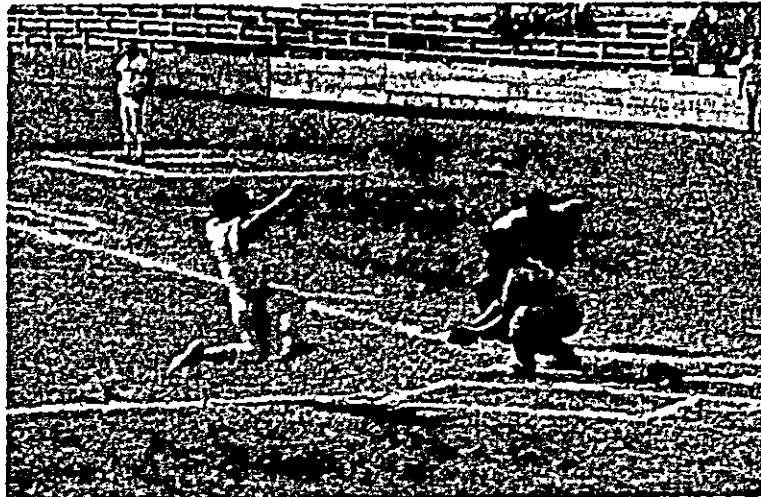
労働保護に関する規則には、「18才以上の被雇用者は、性の如何を問わず、すべて労働・社会保障手帳をそなえておかねばならず、これは就職又は有償の労務の提供にあたって義務とする。」と規定しており、「採用後30日を経過しても労働・社会保障手帳を所持しないか、その請求を行なった旨立証できない者を雇用しておく者は、すべて罰金を課せられる。」こととなっています。労働・社会保障手帳は、移住者が労働局地域労働駐在官の所へ出頭し申請を行います。主な申請事項は、①ブラジル入国の日付、②鑑識手帳の組、番号、発行地、③姓名、出身、生年月日、職業、④就労会社名、所在地、報酬等となっています。労働・社会保障手帳は公認された履歴書と考えてよく、会社勤務の

経歴、賃金、採用日付、労務の性格等その都度会社側から詳細に記入されることになっています。

(注) サンパウロ支部管内へ工業移住する移住者については、工業移住センター入所中に鑑識手帳、労働・社会保障手帳の取得手続をおこないます。

〔福利厚生施設〕

日本に比べると、ブラジルの会社では社宅、独身寮、生活品の販売施設、娯楽施設などの福利厚生施設は多くありません。これは、ブラジルでは、会社での仕事と個人としての生活がはっきり区別されているからです。会社での仕事が終われば、あとは個人としての生活を楽しむ、私生活にまで会社内の関係を持ちこまないからでしょう。こういう考え方は、ブラジル人は、超過勤務をあまりしないことにもあらわれています。毎日、自分は一生懸命働いているのに、超過勤務をしなれば、仕事は完全にできないというのは、会社の職務の配分方法が悪いからであり、そのため自分の生活をぎせいにするわけにはいかないという考え方です。



日系企業対抗野球試合、休みの日はレクリエーションとして野球が盛んである。

II 工業移住者の生活・実態

1. 工業移住者の生活

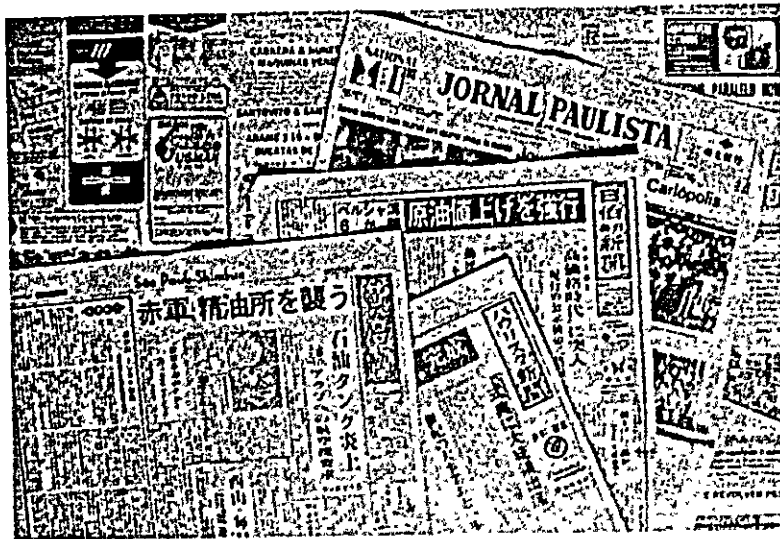
〔ブラジルの衣・食・住〕

ブラジル、とくに、大多数の工業移住者が生活しているサンパウロ市の物価水準はどのくらいでしょうか。人間生活の根本である衣食住について、ごく概略的にいうと、日本と比べて、食は安く、衣は同程度、住はやや安いというところですが、食関係は豊富で安く、肉などはkg単位で売られ、果物も極めて豊富です。したがって、ブラジルの食事になれるのにどのくらいかかるかという問題はありますが、サンパウロでは日本人が多いため、日本食の材料は何でも入手できますし、日本食堂も相当数あり、このうち、寿司を出す店が30軒～40軒もあるくらいですから、日本食をとりながら徐々にブラジル食になれていくこともできます。したがって、食事については何の心配もありません。衣類は日本と同程度の価格ですが、日本に比べると質は劣ります。しかし、サンパウロは四季の変化が日本のようにはっきりしないので、四季に応じた衣類は必要なく、冬服、オーバーもとくに必要とはしません。したがって、衣類費も日本に比べて少ない額ですませることができます。

住宅は、日本に比べれば若干安いのですが、極めて高い日本の住宅に比べてのことで、やはり相当高くつきます。家族持ちの人はアパート、単身者は下宿に入るケースが一般的ですが、渡航してすぐ自分でさがすのが困難なため、就職する会社が住居をあっせんするように条件をつけて就職あっせんすることに努めています。

〔工業移住者の生活状況〕

工業移住者の生活感覚は、単身であるか、家族を持っているか、渡航年次が古いか新しいか、社宅・独身寮に入居しているか否かなど、いろいろの要因に関係があるので、一概には言えませんが、1975年度の調査によれば、約67%の者が「移住して良かった」、約29%弱の者が「未だ解らない」、残りの4%



サンパウロ市で発行されている日系新聞
日本の出来事も新聞にのり情報は早い。

の者が「良かったとは思わない」と回答しています。このように「移住して良かった」と言い切れる人が70%弱もいるということは単純に経済的な意味だけでなく、自分の技能を十分生かせるという精神的な面で満足している人も相当含まれています。ですから、ただ単純にお金もうけの為の移住というふうに考えていくと「失望した」などの回答が出てくるものと思われますから、この点はしっかりわきまえて考えて下さい。

【サンパウロ市の物価状況】 1978年10月現在 為替レート
US\$ 100 = CR\$ 19.15
CR\$ 1.00 = 10円

★衣料品

背広上下(既製)	25,000円	靴 下	450円
替ズボン	4,000円	靴(男子用革短靴)	5,500円
ワイシャツ(テトロン)	3,000円	雨 傘	1,300円
ポロシャツ	3,500円	クリーニング(背広上下)	600円

★食料品

米 (1 kg)	130 円	醤油 (1 ㍓)	200 円
牛肉 (1 kg) コントラフィレ	420 円	ビール (633 m㍓)	80 円
鶏卵 (1 ダース)	110 円	牛乳 (1 ㍓ TIPOB)	110 円
トマト (1 kg)	93 円	寿司 (食堂, 1 人前)	900 円
オレンジ (1 ダース)	80 円		

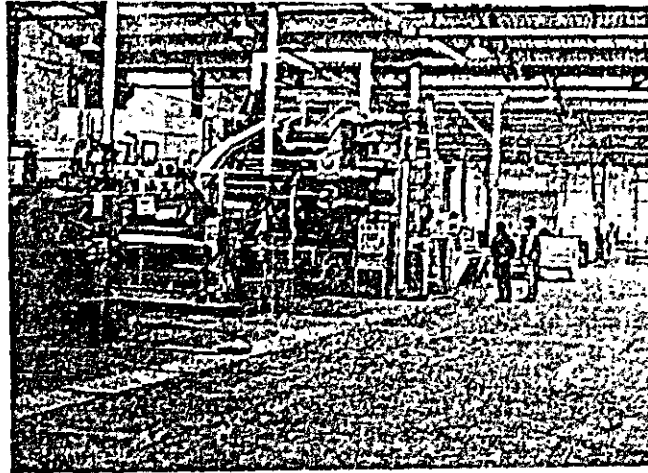
★住宅, 備品

アパート (2 LDK)	40,000 円～
借家 (3 LDK)	45,000 円～
下宿 (2 食付相部屋)	18,000 円～
電気冷蔵庫 (270㍓)	57,500 円～
テレビ (カラー, 20 インチ)	148,700 円
応接 4 点セット (ビニール製)	55,000 円
自動車 (VW) 1,300 cc 新車	747,650 円

★その他

タバコ (20 本入り)	100 円
散髪	2,000 円
映画入場料 (大人 1 回)	300 円
バス	28 円
タクシー (1 km まで)	70 円
新聞 (日系, 年間購読料)	12,000 円
公衆電話 (市内)	12 円

※ いずれも中級クラスを対象に調査



日系企業サンスイプラスチック社工場の大型機械

【ブラジル工業移住者昇給状況（事業団あっせん）】

職 種	年令	ア 歴	家族状況	渡伯時の給料(円)	1978年現在の給料(円)
機 械 技 術 者	38	工高、機械科卒	妻、子供4人	1973年1月 44,100	220,000 (3 回 転 社)
機械設計製図技能者	36	-	妻、子供2人	1970年9月 47,400	217,800 (6 回 転 社)
配管設計・製図技能者	29	-	未 婚	1973年1月 31,850	330,000 (2 回 転 社)
市工具仕上げ技能者	30	-	-	1974年5月 30,800	220,000 (1 回 転 社)
機械技術者(市工具設計)	31	人 機械科卒	妻、子供1人	1973年12月 115,150	203,500 (転 社 な し)
機 械 技 術 者	36	-	妻、子供3人	1970年3月 51,250	473,000 (転 社 な し) 現在管理職
-	34	-	未 婚	1973年7月 112,700	220,000 (3 回 転 社)
プラスチック成型技能者	33	工高、電気科卒	妻、子供2人	1971年3月 40,800	352,000 (転 社 な し) 現在管理職
電 子 技 術 者	31	大 電子科卒	妻、子供3人	1973年7月 73,500	220,000 (転 社 な し) 現在共同経営者
電 気 技 術 者	29	大、電気科卒	妻	1973年7月 73,500	253,000 (2 回 転 社)
化学分析技能者	34	工高、化学科卒	妻、子供2人	1973年4月 78,400	264,000 (転 社 な し)
金属処理技能者	29	工高、金属科卒	夫 婚	1973年4月 49,000	330,000 (2 回 転 社) 現在共同経営者

2. 移住に関する感想

下記は昭和36年以降サンパウロ市へ工業移住した青年を対象にアンケート調査をした結果です。

この調査は、これから移住しようとする人にとって貴重な資料であり自分の技術では移住後どのような環境下におかれるのか大体の目安となるでしょう。

(1) 移住してよかったですか。

ア. 回答

(ア) 移住してよかったですか。 (回答 359人)

項目	技師	設計検査	電気技能者	治工具金型	機械仕上	その他	自営	計	%
思う	12	110	31	22	34	15	16	240	66.9
不明	5	53	17	10	16	3	0	104	28.9
思わない	0	9	3	2	1	0	0	15	4.2
計	17	172	51	34	51	18	16	359	100.0
回答なし	0	12	3	2	4	1	10	32	8.1

(イ) その理由は何ですか。

よかったと思う理由	不明の理由	よかったと思わない理由			
自由で生活し易い	49	まだわからない	36	モラルがない	3
能力が活かせる	30	比較の対象なし	4	サラリーマンとして変わりなし	2
視野拡大・体験	18	いずれも同じ	1	生活下降	1
将来性がある	14	将来が不明確	1	その他	9
独立が可能	3	その他	62		
わからない	9				
その他	117				

イ. 分析

移住して良かったと思っている者が、回答者 359 名中、66.9%を占めている。

ただし、その理由として「将来性がある」「独立が可能」とした者は各々下位に属している点注目を要する。

これは近年加速度的にブラジルの経済社会は進歩しており、これが以前に比して「独立」を困難とする要因となっていることを反映していると言える。

「不明」とした者が28.9%あり、その理由を答えたものは少なくないが、首肯してから未だ日が浅くまだ判断をしかねている者が多いと思われる。

一方「よかったと思わない」と回答した者の中に「設計検査」に属する者の率が高いが、これは日本での学歴（大学）が正式に評価されないことから生じる不満がこの層の移住者に少なくないことの一証左と思われる。

(2) ブラジル国について期待していたのとどうですか。

ア. 回答

(ア) ブラジル国について期待していたのとどうですか。（回答304人）

回答 項目	技 師	設 計 検 査	電 気 技 能 者	治 工 具 金 型	機 械 仕 上	その他	自 営	計	%
予想以上によい	3	21	4	5	8	1	4	46	15.1
予想通り	10	88	30	19	26	12	8	193	63.5
予想以下	4	30	11	7	9	2	2	65	21.4
計	17	139	45	31	43	15	14	304	100.0
回答なし	0	45	9	5	12	4	12	87	22.2

(イ) 将来をどう思いますか。

(回答302人)

回答 項目	技 師	設 計 検 査	電 気 技 能 者	治 工 具 金 型	機 械 仕 上	その他	自 営	計	%
有 望	12	133	35	30	38	14	14	276	91.4
有 望 不 な	2	15	5	1	2	0	0	25	8.3
そ の 他	0	1	0	0	0	0	0	1	0.3
計	14	149	40	31	40	14	14	302	100.0
回答なし	3	35	14	5	15	5	12	89	

イ. 分 析

「予想どおり」及び「予想以上によい」とした者の合計は80%に近い高率を占めており大勢としては現地の事情をかなり堅実に把握して移住していることをうかがい知ることができる。

一方「予想以下」と回答した者も20%に達するが、「将来をどう思うか」の設問では、「有望でない」とした者はわずか回答者の中10%弱であり、これは大部分の移住者が今後に期待を抱いていることを裏付けているものといえる。

ただし、前記「移住してよかったですか」の項で分析した如く「独立の可能性の減少」や「学歴のハンディ」（ブラジル大学卒の認可を受けないと技師としての正式な取扱いを受けられない）により将来の方針に不安を抱いている者が一部に在ることを忘れるべきでないと思われる。

(3) ブラジル人の性格をどう思いますか。

ア. 回 答

肯 定 的		否 定 的		そ の 他	
明 朗	96	利 己 的	37	一概に断定できず	18
親 切	32	無 責 任	35	そ の 他	34
社 交 的	22	単 純 ・ 軽 率	28		
バイクリティあり	2	道 徳 感 稀 薄	26		
		怠 惰 ・ 意 欲 不 足	13		
		形 式 的	13		
		感 情 的	11		

イ. 分 析

100余の人種から成るブラジル人を端的に表現することは至難で、ある意味で「一概にいけない」とするのが正しい。それにしても上表は主要な要素をいくつかしていると思われるが、これを一表現で表わすとすれば「楽天的な特性（利点）を有するが故に、とかく道徳や責任観念に欠け且つ怠惰、皮相になりやすい国民性」といえるであろう。



サンパウロのコンゴニャス空港に到着した
フィアンセを迎える工業移住者。

(4) 工業移住者に対するアドバイス

ア. 回 答

しっかりした技術を身につけてくること	79人
ことばをはやく覚えること	69
現地の事情をよく把握してくること	28
協調性・適応性・順応性・柔軟性	16
努力・勤勉・まじめな態度	15
永住の覚悟で渡伯すること	13
現実をみつめ着実な生活態度	12
自分の工具、専門参考書はもってくること	11
健康第一を心がけること	10
外国語（ポルトガル語以外に英語）をマスターして くることが望ましい	6
資金を持ってくること	5

イ 分 析

「しっかりした技術を身につけてくる」及び「ことばをはやく覚える」が圧倒的に多いがこれらは「当然」のことであるが故に殊更忘れられがちなのが実情である。

現在では欧米先進国及び日本の主要企業がブラジルに進出し、各々自国から技術を導入しているため部門によっては日本のものより進んだ技術があり新興国との意識から安易な気持ちで移住することは禁物である。又、官民は精力的に教育を振興しておりその成果は著しくブラジル人の教育一般及び職業訓練のレベルアップは目覚ましいものがある。

これらの状況から単能工更には技能者のレベルの場合でも経験・技量が不足している者については往時に比し呼寄企業からの求人が激減している実態があり「しっかりした技術」をもって移住する必要性を改めて想起する必要がある。

一方「ことば」の問題も前記「技術」の問題と関連性がある。

すなわち今後の工業移住者は、高度の技術レベルにある者が望まれるところ、これらの技術者は下位従業員に対する指示、指導および所轄業務の計画立案遂行の業務で、他の技術者と打合せ討論する機会が多く必然的にポルトガル語の重要性が高まることになる。

もとより「ことば」の修得は一朝一夕では成し遂げ得ぬものであるが日進月歩の努力を続け「ことば」のハンディを克服している先輩移住者も少なくない。

今後、移住する者としては移住後はもとより移住以前においてもポルトガル語を学習する着実な心構えが望まれる。

Ⅲ 就労あっせん・援護

1. あっせん方法・資格

国際協力事業団では、工業技術者、技能者の移住を次の3つの方式であっせんしております。

(1) 求人連絡方式

ブラジルの企業からの求人に対する応募者について、求人条件との適合性を審査のうえ適格者を企業に推せんし、雇用関係の確立をはかり渡航手続を行ないます。

(2) 求職連絡方式

求人企業以外への就職を希望する場合に技能、人物等を審査のうえ、適格者の経歴や希望条件に見合った企業にあっせんします。現在約500社を対象にあっせん活動を行なっており、雇用関係の成立後に渡航手続します。



ブラジル工業移住センター全景。移住者は着伯後15日間同センターで適応研修を受ける。

(3) 渡航後就労先あっせん方式

渡航後就労先あっせん方式（オープン方式）といいますが、上記2方式が雇用関係成立後に渡航するのに対し、この方式では就職先を特定せず、予め希望条件に見合った企業を選定し、渡航後あっせんするのが特色です。移住申込後早期に渡航できると直接自分の目で確かめて就職先を決められることが利点です。なお、渡航手続に先立ち、経歴、健康面等の審査とあっせんの可能性が検討されます。

(申込み)

国際協力事業団国内支部では、常時申込みの受付をしています。

(4) 資格・条件

工業移住のあっせん対象となる資格・条件は、求人連絡方式、求職連絡方式および渡航後就労先あっせん方式により多少の差異があります。

資格方式	求人連絡方式	求職連絡方式	渡航後就労先あっせん方式
職 種	求人会社が指定する職種を毎月一回“求人一覧表”に作成して広報する。	ブラジル政府が毎年1回公表する職種 労働市場で需要の強い職種 および条件付職種	ブラジル労働市場で需要の強い職種のうちあっせん容易な職種（MOP表の一部）
経 験	求人会社が指定する経験年数を有していること 一般に3年以上となっている	移住希望職種について3年以上の実務経験を有していること	移住希望職種について工科系大学卒以上のもので3年以上の実務経験を有していること
学 歴	求人会社が指定する学歴を有していること 学歴を問わない場合もある	工業高校卒以上のものが望ましい	工科系大学卒以上の学歴を有していること
年 令	求人会社が指定する年齢であること 一般に21歳以上となっている	21歳以上45歳未満であること 家族構成（独身、既婚）は問わない	25歳以上40歳前後まで 左に同じ
健 康	身体強度でブラジル国内法規に規定する病気および肉体的欠陥を有していないこと	左に同じ	左に同じ
社 会 性	犯罪その他反社会的行為をしたことがないこと	左に同じ	左に同じ
携 行 資 金	最低1カ月分の生活に必要な資金額以上を携行すること	左に同じ	最低3カ月分の生活に必要な資金及び片道の航空料金を支弁しうるに足る予備資金額以上を携行すること 単身移住者 63万円以上（3カ月間の生活資金引当金約30万円、および片道の航空料金相当額約33万円） 家族移住者 単身移住63万円の換算方法を基準として家族構成員数により算出した額以上

(注) 渡航後就労先あっせん方式移住申込者は、求人連絡方式および求職連絡方式の申込者とは別に、渡航にあたり、少なくとも向う1年間の保障期間をもつ疾病傷害保険に加入する必要があります。

(例) ア. 保障期間 1カ年

イ. 保険の内容

A. 疾病費用保険

(A) 入院費 } 掛金 5,530 円で治療実費 100 万円まで
(B) 手術料

B. 事故傷害保険

(A) 治療実費 } 掛金 4,550 円で 100 万円まで

(B) 死 亡 } 掛金 12,400 円で 1,000 万円

(C) 後遺傷害

2. 審査・援護

<求人連絡方式・求職連絡方式>

手続等の流れ

(1) (審 査)

国際協力事業団の国内支部では、申込みを受けると定期的に移住希望者の技能、人物、健康およびその他の状況について審査します。ブラジルは徹底した能力主義をとっていますので、技術、技能については専門家により面接試問を行なって判定することとしています。

国内支部で適格と判定したものについて、事業団本部では更に総合的に書類審査を行ない、あっせん方式を認定し、移住あっせんの適否を決定します。

(2) (移 住 の あっ せ ん)

移住のあっせんを適当と認めた工業移住希望者の書類は、ブラジルの事業団支部へ送付し、同支部では希望者の技能経歴、希望等を尊重し、求人連絡方式のものについては求人会社へ充足あっせん、求職連絡方式のものについては日系約 500 社に対し紹介あっせんを行ないます。

なお、訓練講習の期間は、25日間ですが訓練講習の結果、移住することが不適当と認定されるものについては適格通知を取消することがあります。

ウ. 確定（最終）選考

ブラジル大使館（ブラジル極東選考事務所）が行なう、医療と職業についての確定選考について、必要書類の作成指導と、チェックを行ない、また受験について援護と指導を行ないます。

エ. 渡航準備

現地の生活環境に即した日常生活用具、職業用具等の携行荷物について相談に応じ、荷物の梱包方法および発送方法について指導します。

移住者の引越荷物としてのブラジル領事査証取得申請について相談に応じ手続のあっせんをします。

オ. 移住についての国内援助

(イ) 渡航費の支給—下表の渡航費支給基準により支給されます。但し2年以内に帰国した場合は原則として支給された渡航費は返納しなければなりません。
(1978年2月現在)

区分	年間所得	支給率
単身	200万円未満	80%
	200万円以上	0%
家族	180万円未満	100%
	180万円以上300万円未満	80%
	300万円以上	0%

(イ) 支度金の支給—満12歳以上の者1名につき7,000円、12歳未満の者3,500円、3歳未満の者1,750円を支給します。

(ウ) 集結旅費の支給—現住所より出発のため海外移住センター（横浜市）へ集結する旅費 $\frac{1}{2}$ 相当額を支給します。

(エ) 訓練講習参加経費—現住所より訓練講習会会場（海外移住センター）までの往復旅費を支給します。

講習期間中の食費、宿泊費および教材費は事業団で負担します。

カ. 現地援護・指導

事業団では、移住者の生活および就労態勢の早期確立を図るため諸種の情報を整備し、提供を行なうとともに次の援護・指導を行ないます。

- (7) 受入れについて
- a. 移住者入国時の諸手続、税関検査については必要に応じ通訳的業務の援護を行ないます。
 - b. 雇用する会社にあらかじめ入国日の連絡をとっておき、また出迎えを励行します。
 - c. 住居についての賃貸借情報を整備し必要に応じあっせんを行ないます。
- (4) サンパウロ地域への移住者に対しては、工業移住センターにおいて次の援護と指導を行ないます。
- a. 渡航初期の工業移住者に対し、現地到着の日より15日間、工業移住センターに無料宿泊を認めます。
 - b. 工業移住センター入所の15日間については、給食を実施し、食糧費は徴収しません。
 - c. 現地到着の日を含めて15日間、現地社会の適応力向上を助成するため研修会を行ないます。
 - d. 同期間中に鑑識手帳、労働・社会保障手帳の取得あっせんを行ないます。
 - e. 必要に応じ住居のあっせんや設営指導および労働契約の締結あっせんを行ないます。
 - f. その他
工業移住センターでは、この他既移住者の相談に応じ、技術能力を補完するため技術関係書籍、資料を整備しており、補完研修会、特別研修会等も行なっています。

<渡航後就労先あっせん方式>

同方式も<求人連絡方式・求職連絡方式>における手続きの流れに準じておりますが、渡航前に就労先を決定するのではなく、渡航後であるため前二者とは多少差異があります。

1 申込時における念書の提出

何らかの理由により渡航後就労先が決まらず帰国を余儀なくされることも考えられます。その際の生活費および帰国に要する旅費等は全額自己負担となり、また、渡航費の補助を受けた移住者にとっては、渡航後2年以内に帰国する場合、渡航費を返納していただかなければなりません。このように、同方式での申込は慎重を期する必要があるわけです。これを理解していただくうえから、ブラジル渡航後就労先あっせん方式のため別に定めた事業団所定の念書を提出していただきます。

2. 取扱い職種

同方式移住者は渡航後速やかに就労先を決定するようブラジル労働市場で需要度の高い職種が必要です。

昭和53年度については、次の職種とします。

電気技術者(一般)	航空機技術者
電子技術者(一般)	化学技術者
電気通信技術者	冶金技術者
機械技術者(一般)	品質管理技術者
造船技術者	以上9種目

※取扱い職種はブラジル側の事情により変更される場合があります。

3 国内特別講習

同方式対象者のために求人連絡および求職連絡方式対象者とは別に、特に語学を中心とした講習会が開講されています。

なお、講習期間中の食費、宿泊費は無料で、教材の一部も支給します。

4. 現地適応研修会

- (1) 現地に到着した日から40日間工業移住センターに無料宿泊を認めます。
- (2) 工業移住センター入所の最初の15日間については、ブラジル社会への適応力向上を助成するため適応研修会を行ない、その期間中は給食を実施し食費は徴収しません。

なお、それ以降は自費外食となります。

5. 就労先のあっせん

海外支部では適応研修会終了次第、次により就労先のあっせんをはかります。

- (1) 予め選定していた企業へのあっせんをはかります。
- (2) (1)の企業への就労あっせんが不調となった場合は同程度の労働条件を有する他の企業への就労あっせんを行いません。
- (3) 現地の労働力需給事情のほか、企業側の移住者についての評価等によって(2)に準ずる労働条件を有する企業への就労あっせんが困難な場合には、現地の通常の労働条件を有する企業を紹介しあっせんに努力いたします。
- (4) 就労した企業を退職し、海外支部にあっせん方申し出たものについてはあっせん活動を再開いたします。
- (5) 海外支部の積極的なあっせん活動にも拘らず万一移住者が就労先確保のための努力を怠るような場合には慎重に検討してあっせん活動を打切ることがあります。
- (6) 海外支部のあっせんを受けずに就労先を決定した場合にはその旨海外支部へ申出て下さい。

なお、渡航後就労先あっせん方式について更に詳しくお知りになりたい方は、別冊子<ブラジル工業移住ー渡航後就労先あっせん方式移住案内ー>が国内各支部に備えられておりますので、最寄りの支部にて御覧下さい。

3. 神奈川県立横浜高等職業訓練校について

1. 目的

神奈川県立横浜高等職業訓練校の工業技術移住科コースはブラジルへ工業移住を希望する方々のために語学、現地事情の習得ならびに技術の補完をはかることを目的としています。

2. 募集科目

科 目	期 間	種 別	性別	募集人員	内 容
工業技術移住科	6か月	能力 再開発	男	20名	ブラジル語、国際教養、機械 電気工学大意、工作法、材料 その他専門学科及び実技

3. 応募資格

- (1) 原則として満21才以上30才程度まで。
- (2) 学歴ならびに実務経験。
原則として工業高校卒業以上で、当該専門職種について3年以上の経験を有する方。(又は同等程度と認められる方)
- (3) 永住の目的で移住を希望する方。
- (4) 犯罪その他反社会的行為をしたことのない方。
- (5) 心身ともに健康で、下記の病気及び肉体的欠陥のない方。
伝染病、トラホーム、らい病、結核性疾患、ガン、アルコール中毒、麻薬嗜好症、不具廃疾、慢性胃腸障害、腺病体質、遺伝性疾患、義眼、色盲、その他血尿反応により、労働に支障ありと認められる身体機能障害。

4. 申込方法

提出書類……入校願、健康診断書(国際協力事業団、移住申込用様式のもの)

申込場所……全国最寄りの公共職業安定所及び国際協力事業団本部及び各支部(在職中の雇用保険被保険者及び雇用保険受給者は、必ず居住地の公共職業安定所を通じて入校願を提出して下さい。)

申込締切……前期生・毎年2月末、後期生・毎年8月末

5. 入校選考

選考日時……随 時

選考場所……横浜高等職業訓練校

試験科目……機械工学専門学科(技能検定2級程度)、技能聴取面接、移住意欲、人物面接。

東京都、神奈川県以外の応募者については、第一次として書類選考を行い、不適格者に対しては本人に通知します。

通知のなかった方は上記選考日時に受験して下さい。なお、選考を受けるために要する旅費、宿泊費等は自己負担となります。

6. 合格発表

原則として選考日の翌日

7. 入校期日

前期生・4月上旬、後期生・10月上旬

8. 特 典

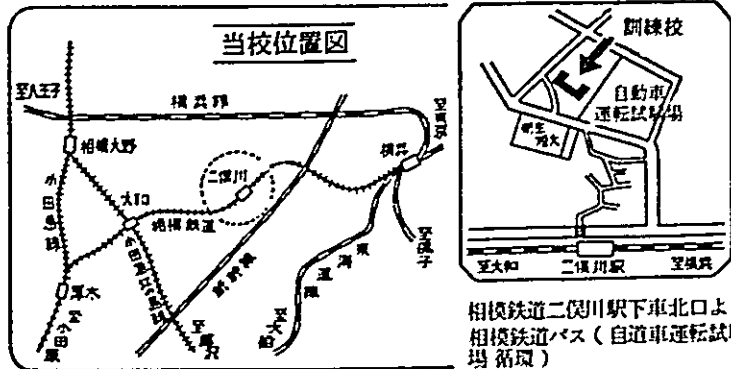
- (1) 授業料は無料，訓練に必要な，教材と工具等は貸与します。
- (2) ブラジルへの渡航費，支度金は，国際協力事業団から規定により支給されます。
- (3) 雇用保険失業給付金受給者には，職業安定所の受講指示があれば，訓練終了まで引続き支給されます。また，受給者には受講手当が別に支給されます。

9. 経 費

- (1) 辞書等約 10,000 円（入校時のみ）
- (2) 生徒会費月 300 円程度
- (3) 食事代 1 日 850 円
- (4) その他，見学，行事等の経費
- (5) 入校生は全員入寮制で使用料は月 3,200 円となっています（寝具は各自持参のこと）

10. その他

- (1) ブラジルでの就職は国際協力事業団が優先的にあっせんします。
- (2) 横浜高等職業訓練校について更に詳細をお知りになりたい方は直接同校か，神奈川県労働部職業訓練課，もしくは最寄りの職業安定所，又は国際協力事業団国内各支部へお問い合わせ下さい。
なお，同校についてはくブラジル工業移住－横浜高等職業訓練校募集案内－の別冊子が国内各支部に備えられておりますので併せ御覧下さい。



神奈川県立横浜高等職業訓練校
〒241 横浜市旭区中尾町56番地
電話 横浜(045)363-1231 番(代)

参 考

第1表 ブラジル工業移住者年度別送出国数(事業団あっせん)

(昭和53年11月現在)

送出国	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	合計
ブラジル	16	4	37	35	17	50	92	123	48	30	42	72	70	90	73	22	9	21	29	65	42(1)	53	64(2)	47	22(1)	1,173
その他	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	11
合計	17	5	38	36	18	51	93	124	49	31	43	73	71	91	74	23	10	22	30	46	43	54	48	48	48	1,184

注 ① 自費渡航移住者を除く。
 ② ()は家族が自費渡航で、家族のみが渡航費支給を受け渡航した数である。

第2表 ブラジル工業移住者最終学歴別状況(事業団あっせん)

(昭和53年11月現在)

学歴	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	合計
旧制小学校	1	6	15	3	9	27	33	21	17	10	10	8	15	5	8	4	4	8	15	5	8	4	3	2	186	
普通・農業・商業・実業・職業高等学校旧制中学校	5	10	12	7	11	18	14	9	7	10	21	3	5	1	2	5	9	149								
工業専門学校	14	6	13	12	34	37	23	25	18	27	18	41	37	23	20	28	10	386								
短期大学	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	11
大学院	6	6	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	44
職業訓練校・各種専門学校	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	21
非業内訓練所	39	40	39	31	83	106	80	73	52	67	75	90	79	62	44	59	57	1,076								
合計	39	40	39	31	83	106	80	73	52	67	75	90	79	62	44	59	57	1,076								

注 ① 自費渡航移住者を除く。
 ② 旧制小学校、中学校および高等学校(工業高等学校を除く)卒業者が職業訓練校・各種専門学校・非業内訓練所をあわせて修了している場合には学歴は後者として整理した。

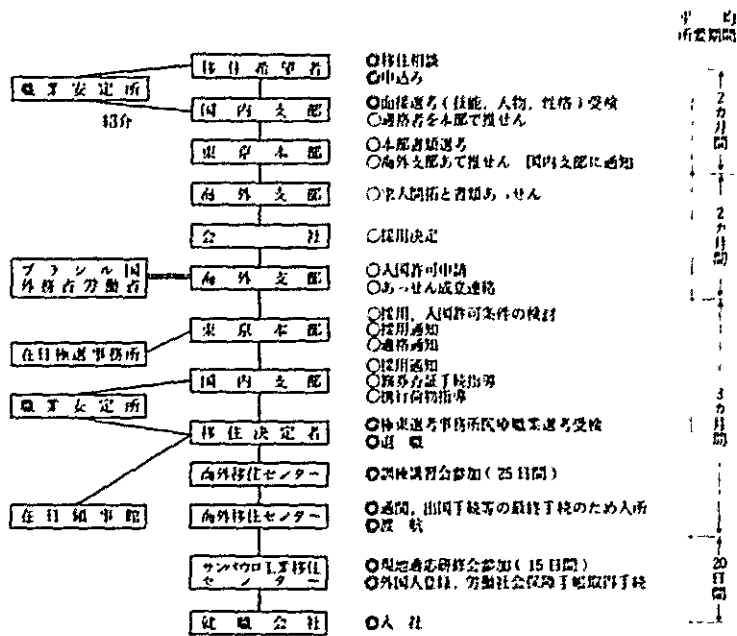
第4表 ブラジル工業移住者経験年数別状況（事業団あっせん）

（昭和53年11月現在）

年数	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	合計
1年未満					1	1	4	9	1	1								17
1年以上 2年未満					2	7	1	4	5	5								24
2年以上 3年未満		1	6	2	8	9	2	3	2	2	3	7	3	3	4		1	56
3年以上 4年未満	3	4	4	6	11	15	12	10	9	11	10	17	13	10	3	1	4	141
4年以上 5年未満	4	11	7	5	9	16	13	10	5	7	9	14	18	8	5	6	3	150
5年以上 6年未満	1	11	3	8	20	14	11	8	6	10	14	19	7	10	8	6	4	160
6年以上 7年未満	5	3	6	4	10	9	9	3	8	8	15	8	11	5	6	10	7	127
7年以上 8年未満	6	5	6	5	8	12	12	3	3	3	8	3	11	4	7	9	5	107
8年以上 9年未満	2	4	4	3	6	7	4	3	2	8	5	4	4	3	1	4	5	69
9年以上 10年未満	4	4	1	1	4	3	6	3	1	1	5	4	3	2	3	5	5	49
10年以上 12年未満	4	1	1	1	5	4	4	3	6	3	5	3	5	5	4	8	7	69
12年以上 14年未満	1	1	1	1	1	5	1	1	1	6	1	7	1	3		1	6	36
14年以上 16年未満	1	1	1	1	3	1	1	1	1	1		2	1	7	3	4	3	28
16年以上 18年未満	2					2						1	2			4	3	14
18年以上 20年未満	6					2						1	1	1			2	6
20年以上							5	3	1	1		1	1	1		1	2	23
合計	39	40	39	31	83	106	80	73	52	67	75	90	79	62	44	59	57	1,076

※ 自費渡航移住者を除く。

事前配置（求人連絡方式）による移住手続と手順



（注） ○は手続のうち移住者自身が参加するもの。

国際協力事業団は、昭和49年5月31日、国際協力事業団法（法律第62号）により設立され（昭和49年8月1日発足）、本部を東京におき、移住部門では海外移住センター（横浜市）、海外移住研修所（群馬県）、および国内に11の支店、海外では中南米代表部（ブラジル）、支部（ブラジル、アルゼンチン、パラグアイ、ボリビア、ドミニカの各国に9支部）、ロス・アンジェルズ（アメリカ）、トロント（カナダ）、オーストラリア（キャンベラ）各駐在員事務所をおき外国へ移住する人々に対して、海外移住知識の普及から、主として南米地域に移住する人々に対して現地における定着、自立にいたるまでの相談、あっせん、指導、援助を国の内外を一貫して行なっている公的実務機関です。

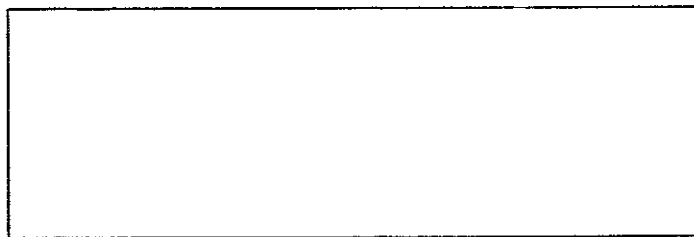
国際協力事業団移住部門国内機関一覧表

機 関	〒	所 在 地	電 話	
本 部	160	東京都新宿区西新宿2-1 新宿三井ビル内私書箱216号	03	346-5370
(附 属 機 関)				
海外移住センター	235	横浜市磯子区西町16-5	045	751-1121
海外移住研修所	371 -02	群馬県勢多郡宮城村大字柏倉字溝ノ口 4114	0272	83-3225
(国 内 機 関)				
北 海 道 支 部	060	札幌市中央区北一条西5の3 (北一条ビル内)	011	221-6661
仙 台 支 部	980	仙台市本町3-4-10 (宮城県水産会館内)	0222	63-0795
東 京 支 部	160	東京都新宿区本塩町8-2 (住友生命四ツ谷ビル内)	03	359-8281
名 古 屋 支 部	460	名古屋市中区丸の内2-4-7 (県産菜貿易館西館内)	052	221-7103
大 阪 支 部	530	大阪市北区堂島上2-38-10 (京富ビル内)	06	345-3621
神 戸 支 部	651	神戸市苅谷区御幸通8-1-6 (国際会館内)	078	221-6520
広 島 支 部	730	広島市基町10-3 (県自治会館内)	0822	27-1588
高 松 支 部	760	高松市番町5-1-24 (観光ビル内)	0878	33-0901
福 岡 支 部	812	福岡市博多区博多駅前2-9-28 (商工会議所ビル内)	092	451-3380
熊 本 支 部	860	熊本市花畑町1-4 (熊本東京生命館内)	0963	22-1315
沖 縄 支 部	900	那覇市西3-10-102	0988	68-0136

- M E M O -

- M E M O -

海外移住のご相談は……



国際協力事業団移住部門

東京都新宿区西新宿2-1私書箱216号(新宿三井ビル内)

電 話 (346) 5 3 7 0(直)

1979.3-10,000